

議案第4号

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給す
ることとし、及び近隣市の状況を考慮し、期末手当の支給割合を改定するとと
もに、関係条例の条文を整備するため提案するものです。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員のうち技能労務職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員のうち技能労務職員以外の者にあっては報酬（<u>第18条</u>の特殊勤務報酬、<u>第20条</u>の時間外勤務報酬、<u>第21条</u>の休日勤務報酬及び<u>第22条</u>の夜間勤務報酬を含む。）、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員のうち技能労務職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員のうち技能労務職員以外の者にあっては報酬（<u>第17条</u>の特殊勤務報酬、<u>第19条</u>の時間外勤務報酬、<u>第20条</u>の休日勤務報酬及び<u>第21条</u>の夜間勤務報酬を含む。）<u>及び期末手当</u>をいう。</p>

(6) 略 (フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)	(6) 略 (フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)
第8条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、 <u>第15条第1項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	第8条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、 <u>第14条第1項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)から(3)まで 略	(1)から(3)まで 略
(4) その他その勤務しないことにつき特に任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。 <u>第14条第2項及び第31条</u> において同じ。）の承認があった場合	(4) その他その勤務しないことにつき特に任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。 <u>第29条</u> において同じ。）の承認があった場合
2 略 (フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)	2 略 (フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)
第9条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、 <u>第15条第2項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。	第9条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、 <u>第14条第2項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
(フルタイム会計年度任用職員の休	(フルタイム会計年度任用職員の休

<p>日勤務手当)</p> <p>第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、休日勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、<u>第15条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)</p> <p>第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、<u>第15条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における</p>	<p>日勤務手当)</p> <p>第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、休日勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、<u>第14条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)</p> <p>第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、<u>第14条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその</p>
---	--

その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 任期の定めが6月以上のフル
タイム会計年度任用職員で、6月1
日及び12月1日（以下この条におい
てこれらの日を「基準日」という。）
にそれぞれ在職するものに対し、当
該職員の基準日以前における直近の
人事評価の結果及び基準日以前6月
以内の期間における勤務の状況に応
じて、勤勉手当を支給する。これら
の基準日前1月以内に退職し、又は
死亡したフルタイム会計年度任用職
員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額
に、市長が定める割合を乗じて得た
額とする。この場合において、任命
権者がフルタイム会計年度任用職員
に支給する勤勉手当の額の総額は、
当該フルタイム会計年度任用職員の
勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗
じて得た額の総額を超えてはならな
い。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞ
れその基準日現在（退職し、又は死

者の在職期間の次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める割合を
乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 第13条（第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第22条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 第13条（第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第13条第1項から第3項まで及び同条第6項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第13条第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、第16条の規定により定められた勤務1時間当たりの報酬（技能労務職員にあっては、給料）の額を規則で定めるところにより、月額に換算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条 第14条（第3項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

2 前項において準用する第14条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、第16条の規定により定められた勤務1時間当たりの報酬（技能労務職員にあっては、給料）の額を規則で定めるところにより、月額に換算した額とする。

第26条 略

第27条 略

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第28条 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、規則で定める期日に支給する。

第29条 略

2 前項において準用する第13条第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、第15条の規定により定められた勤務1時間当たりの報酬（技能労務職員にあっては、給料）の額を規則で定めるところにより、月額に換算した額とする。

第24条 略

第25条 略

（期末手当の支給日）

第26条 会計年度任用職員の期末手当は、規則で定める期日に支給する。

第27条 略

第30条 略
第31条 略
第32条 略

第28条 略
第29条 略
第30条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）第20条第1項又は我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）第13条第1項（同条例<u>第24条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、同条例<u>第24条第1項</u>の規則で定める者を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）第20条第1項又は我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）第13条第1項（同条例<u>第23条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、同条例<u>第23条第1項</u>の規則で定める者を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日</p>

<p>に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項<u>又は我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条第1項（同条例第25条第1項において準用する場合を含む。）</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法<u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>にあつては、<u>同条例第25条第1項の規則で定める者</u>を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第14条」とあるのは「我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例第8条」と、「給与条例第18条第1項」とあるのは「<u>同条例第15条第1項</u>」とする。</p>	<p>に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第14条」とあるのは「我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例第8条」と、「給与条例第18条第1項」とあるのは「<u>同条例第14条第1項</u>」とする。</p>
--	---